

1999 年第 302 號法律公告

《1999 年撫拐和管養兒童 (締約方)

(修訂) (第 2 號) 令》

(在徵詢行政會議的意見後根據《撫拐和管養兒童條例》

(第 512 章) 第 4 條訂立)

1. 取代附表

《撫拐和管養兒童 (締約方) 令》(第 512 章, 附屬法例) 的附表現予廢除, 代以——

"附表 [第 1 條]

第 1 欄 第 2 欄 第 3 欄

根據《公約》第 39 或 40 條作出的 《公約》開始實

《公約》的締約國家 聲明所指明的地區 施的日期

大不列顛及北愛爾蘭聯合王國 1997 年 9 月 1 日

百慕大島 1999 年 3 月 1 日

馬恩島 1997 年 9 月 1 日

開曼群島 1998 年 8 月 1 日

馬爾維納斯群島 1998 年 6 月 1 日

(即福克蘭群島)

蒙特塞拉特島 1999 年 3 月 1 日

土庫曼斯坦共和國 1998 年 12 月 1 日

厄瓜多爾共和國 1997 年 9 月 1 日

毛里求斯共和國 1997 年 9 月 1 日

巴哈馬國 1997 年 9 月 1 日

巴拿馬共和國 1997 年 9 月 1 日

丹麥王國(法羅羣島及格陵蘭) 1997 年 9 月 1 日

(即格寧蘭) 除外)

以色列國 1997 年 9 月 1 日

比利時王國 1999 年 5 月 1 日

白俄羅斯共和國 1999 年 6 月 1 日

加拿大 安大略 (即安大略省) 1997 年 9 月 1 日

薩斯喀徹溫 (即沙省) 1997 年 9 月 1 日

不列顛哥倫比亞 (即卑斯省) 1997 年 9 月 1 日

紐芬蘭 (即紐芬蘭省) 1997 年 9 月 1 日

新不倫瑞克 (即紐賓士域省) 1997 年 9 月 1 日

馬尼托巴 (即曼安托巴省) 1997 年 9 月 1 日

艾伯塔 (即愛伯達省) 1997 年 9 月 1 日

愛德華王子島 (即愛德華 1997 年 9 月 1 日  
皇子省)

新斯科舍 (即新斯科舍省) 1997 年 9 月 1 日  
魁北克 (即魁北克省) 1997 年 9 月 1 日  
育空地區 1997 年 9 月 1 日  
西北地區 1997 年 9 月 1 日  
布基納法索民主共和國 1997 年 9 月 1 日  
匈牙利共和國 1997 年 9 月 1 日  
冰島共和國 1997 年 9 月 1 日  
西班牙王國 1997 年 9 月 1 日  
伯利茲 1997 年 9 月 1 日  
希臘共和國 1997 年 9 月 1 日  
克羅地亞共和國 1997 年 9 月 1 日  
委內瑞拉共和國 1997 年 9 月 1 日  
阿根廷共和國 1997 年 9 月 1 日  
法蘭西共和國 (即法國) (法蘭 西共和國全部領土) 1997 年 9 月 1 日  
波斯尼來和黑塞哥維那共和國 (即波斯尼亞——黑塞哥維那) 1997 年 9 月 1 日  
波蘭共和國 1997 年 9 月 1 日  
芬蘭共和國 1997 年 9 月 1 日  
津巴布韋共和國 1997 年 9 月 1 日  
南非共和國 1998 年 12 月 1 日  
美利堅合眾國 (即美國) 1997 年 9 月 1 日  
洪都拉斯共和國 1997 年 9 月 1 日  
馬其頓共和國 1997 年 9 月 1 日  
挪威王國 1997 年 9 月 1 日  
哥倫比亞共和國 1997 年 9 月 1 日  
格魯吉亞共和國 1998 年 12 月 1 日  
捷克共和國 1998 年 3 月 1 日  
荷蘭王國 (位於歐洲的王國) 1997 年 9 月 1 日  
智利共和國 1997 年 9 月 1 日  
斯洛文尼亞共和國 1997 年 9 月 1 日  
瑞士聯邦委員會 1997 年 9 月 1 日  
瑞典王國 1997 年 9 月 1 日  
意大利共和國 1997 年 9 月 1 日  
奧地利共和國 1997 年 9 月 1 日  
新西蘭 1997 年 9 月 1 日

塞浦路斯共和國 1997 年 9 月 1 日  
聖基茨和尼維斯聯邦 1997 年 9 月 1 日  
葡萄牙共和國 1997 年 9 月 1 日  
澳門 1999 年 3 月 1 日  
愛爾蘭共和國 1997 年 9 月 1 日  
墨西哥合眾國 1997 年 9 月 1 日  
摩納哥公國 1997 年 9 月 1 日  
摩爾多瓦共和國 1999 年 6 月 1 日  
德意志聯邦共和國（即德國） 1997 年 9 月 1 日  
澳大利亞 澳大利亞各省及北部地區 1997 年 9 月 1 日  
和首都地區  
盧森堡大公國 1997 年 9 月 1 日  
羅馬尼亞 1997 年 9 月 1 日"。

## 2. 修訂附表

(1) 經第 1 條取代後的附表現予修訂，在 "葡萄牙共和國" 的記項中，廢除——  
"澳門 1999 年 3 月 1 日"。

(2) 第 (1) 款自 1999 年 12 月 20 日起實施。

行政長官

董建華

1999 年 12 月 2 日

註 釋

本命令修訂《擄拐和管養兒童（締約方）令》（第 512 章，附屬法例）——

- (a) 在《國際擄拐兒童民事方面公約》的締約國家的名單內加入白俄羅斯共和國、比利時王國及摩爾多瓦共和國；
- (b) 在根據《公約》第 39 或 40 條作出的聲明所指明的地區的名單內加入澳門、百慕大島及蒙特塞拉特島，它們是分別由葡萄牙共和國及大不列顛及北愛爾蘭聯合王國根據該等條文作出的聲明而指明的。

2. 第 2 條將澳門自 1999 年 12 月 20 日起從根據《公約》第 39 或 40 條作出的聲明所指明的地區的名單內刪除，以適應中國在該日恢復對澳門行使主權的新局面。